

# 告 示

## 埼玉県告示第千百三十一号

平成二十年埼玉県告示第千四百八号（鳥獣保護区の更新について）に係る荒川南部鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

荒川南部鳥獣保護区

### 二 区域

平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した区域（面積二千七十・六ヘクタール）

### 三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

集団渡来地の保護区

#### ロ 指定目的

当該区域には、様々な植生環境があり、猛禽類が生息するなど多様な生態系が形成されている。また、当該区域は、荒川を中心とする都市部では貴重な水辺及び緑地空間となっており、当該区域を利用する渡り鳥の生息環境の一層の保全を目的とする。